

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 11 月 19 日

株主および登録株式質権者各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバイジング・
コンソーシアム株式会社
代表取締役社長 矢 嶋 弘 毅

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当社は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告致します。

記

1. 当社は、決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について、同法の施行日以後遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定められている事項を機構に対し通知致します。
2. 当社が特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

公告中断についての追加公告

平成 20 年 11 月 19 日午前 0 時から平成 20 年 11 月 19 日午前 11 時までの間、
公告アドレスの相違により中断しました

以上